

平成30年度 予 算 書 等

(公益財団法人日本エステティック研究財団)

当財団(平成4年5月22日設立、平成25年4月1日公益財団法人移行)は、我が国におけるエステティックの国民生活に与える影響の増大に鑑み、エステティックに関する調査研究を行うとともに、エステティックの業務の適正化及び技能向上を図ることにより、公衆衛生の向上及び消費者の利益の保護に寄与することを目的に公益目的事業を実施している。本年度の予算書等(事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類)は、次のとおりである。

I . 平成30年度事業計画書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

1 財団運営及び事業の推進に必要な会議等

(1) 役員会

会 議 名	開催回数	開 催 日 程
理 事 会 (通常)	3 回	平成30年5月
// (通常)		平成31年3月
// (臨時)		平成30年6月
評議員会 (定時)	1 回	平成30年6月
監 事 会	1 回	平成30年4月

※必要に応じて臨時会を開催する。

(2) 常務理事連絡会議を必要に応じ適宜開催する。

(3) 事業推進に必要な各委員会を適宜設置し、開催するほか必要に応じ委員会を開催する。

2 エステティックに関する調査研究、業務の適正化及び技能向上のための研修等に関する公益目的事業

(1) 調査研究事業

本事業は、エステティック及び消費者トラブル等の実態を把握し、安全性、有効性及び技能改善等に係る調査研究を行い、その成果を各事業の推進に反映するとともに、広く一般国民に公表し、我が国のエステティックに係る公衆衛生の向上及び一般消費者の

利益の保護に資する。

1) エステティックに関する消費者の健康被害を防止するための調査研究

- ・エステティックは、技術者に対する教育が義務化されていないため被害防止や回避をはじめとする知識に格差が生じていることが考えられる。このことから、全ての技術者が施術を行う際に必要とされる基礎知識について修得できる方法が必要であり、その啓発方法等について、関係者等の協力を得て検討する。
- ・技術者養成施設における教育について、講師の質を向上させる等により、教育内容の格差を生じさせない方策を検討する。
- ・平成29年度厚生労働科学研究費の研究により、糖尿病、皮膚疾患、アレルギーを持つ消費者がエステティックを利用しているとの指摘があった。利用者の心身の状況を把握するカウンセリング手法及び脆弱皮膚の扱い方に関する基礎知識の啓発教育について効率的に普及する方策を検討する。
- ・学術会議の教育講演等過去当財団で行った教育に関するVTRを有効活用し、健康被害防止、施設の衛生環境の向上等に関するエステティック技術者教育用動画の作成を検討する。

2) エステティック施術が身体に与える影響についての研究

- ・エステティックで行われる施術における健康被害の防止や施術の有効性の検証等について、エステティシャン等との共同研究の推進等を検討する。

3) エステティックと医師との連携に関する調査研究

- ・人間の皮膚に直接接触するサービスを提供しているエステティックは、医師との連携が必要不可欠であることから、前年度に引き続き、主として皮膚科医を中心に学会等を通じて医師のエステティックに対する理解と協力を求めるとともに、連携の在り方について検討する。

(2) エステティックの業務の適正化に関する事業

- 1) エステティック業務におけるコンプライアンスの普及方法について検討する。

2) エステティック業標準契約書登録店制度関係

標準契約書登録店制度の運用及び標準契約書、解説書等の頒布及び拡大を行う。

3) エステティックの衛生管理登録店制度検討委員会関係

衛生管理登録店制度に関する検討を継続する。

(3) エステティックの技能向上のための研修に関する事業

1) 第12回 エステティック学術会議の開催

エステティックに携わる技術者及び経営者或いは育成者等を対象として、医師等の専門家及び実務家を招へいし、エステティックの役割や知識及び技術動向等に関する講義等を行

う。

① 会 頭:大森利夫 常務理事(全国理容生活衛生同業組合連合会理事長)

② 委 員 会:

③ 会期会場:平成30年9月10日(月)

④ 参 加 料:5,000円(計画参加人員300名)

2) 「eラーニング」を活用した教育研修の実施

エステティックサロン内における衛生管理の重要性に鑑み、平成22年度に運用開始した「エステティックの衛生基準修得のためのeラーニング」を継続実施する。この実施に当たり、関係団体との連携協力及び業界紙等を通じて広報を行い、より多くの技術者に衛生基準の修得及びその遵守を促進させる。前年度に引き続き、受講者の受講機会の利便性を図るため、通年実施する。

① 開講期間:平成30年4月1日～平成31年3月末日

② 受 講 料:3,000円(再受講料1,500円)

(4) エステティックにかかる消費者の苦情処理に関する事業

一般消費者及び業者等からの相談に応じ、情報提供及び助言等を行う。

(5) 啓発広報事業

エステティック業の適正化・健全化を図るため、エステティシャン、業界及び消費者等に対し、エステティックに関する情報公開及び提供し、その普及啓発を推進する。

1) 独立行政法人国民生活センター及び地方自治体と連絡を密にし、情報交換を行う。

2) 「あってはならない健康被害」「エステティックの衛生基準」及び「エステティックサロンの衛生管理ハンドブック」等の刊行物の頒布を行う。

3) 消費者及びエステティック関係者に対する研究成果等の情報提供、教育に最適なwebの活用方法などを検討する。

4) 新情報の提供及び広報等に必要なホームページの更新・改善を行う。

5) 賛助会員、業界団体等に対し当財団の活動に関する情報提供のための「財団ニュース」を適宜発信するほか、業界紙等の協力を得て効率的な広報を行う。

6) 他団体等が主催するエステティック関連事業等に対し、これが有意義と認められる場合は、当該主催者の申請に基づく後援名義等の使用を許可する。

3 その他

当財団の運営及び事業の推進に当たり、必要に応じ助言・指導等を厚生労働省(旧主務官庁)及び内閣府(行政庁)に依頼する。

(以上)

Ⅱ. 平成30年度 収支予算書
(正味財産増減計算書ベース)
 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

【公益財団法人日本エステティック研究財団】

(単位:千円)

科 目	公益目的事業 会計	法人会計 (管理費)	平成30年度 予算額(A)	平成29年度 予算額(B)	増減(A)-(B)
I. 一般正味財産増減					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 基本財産運用益	600	0	600	600	0
② 受取会費	5,500	5,500	11,000	10,000	1,000
③ 事業収益	20,099	96	20,195	20,795	△ 600
標準契約書登録店料	3,699	96	3,795	3,795	0
標準契約書頒布料	5,900		5,900	5,500	400
図書頒布料	6,000		6,000	7,000	△ 1,000
学術会議参加料	1,500		1,500	1,500	0
衛生管理eラーニング受講料	3,000		3,000	3,000	0
④ 雑収益	500		500	500	0
経常収益計	26,699	5,596	32,295	31,895	400
(2) 経常費用					
・事業費					
役員報酬	560	440	1,000	1,000	0
給料手当	11,920	2,980	14,900	14,900	0
賞金	100	0	100	100	0
退職給付費用	960	240	1,200	1,200	0
福利厚生費	1,760	440	2,200	2,300	△ 100
旅費交通費	710	140	850	850	0
通信運搬費	384	46	430	430	0
減価償却費	0	0	0	0	0
消耗品費	250	20	270	270	0
印刷製本費	3,110	40	3,150	3,250	△ 100
水道光熱費	160	40	200	200	0
事務所借料	2,720	680	3,400	3,400	0
機器等借料	320	80	400	400	0
サイト運営費	1,320	0	1,320	1,320	0
諸謝金	800	0	800	700	100
会議費	280	120	400	400	0
会場費	250	0	250	250	0
租税公課	700	0	700	600	100
委託費	0	300	300	300	0
雑役務費	320	30	350	350	0
雑費	75	0	75	70	5
経常費用計	26,699	5,596	32,295	32,290	5
当期経常増減額	0	0	0	△ 395	395
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益	-	-	-	-	-
経常外収益計	-	-	-	-	-
(2) 経常外費用	-	-	-	-	-
経常外費用計	-	-	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-	-	-
Ⅱ. 当期一般正味財産増減額	0	0	0	△ 395	
一般正味財産 期首残高					
一般正味財産 期末残高					
Ⅲ. 正味財産期末残高					